

(読み下し文)

惣年寄え

上方酒他所酒并在方にて  
造立候酒共  
御城下ニ而売買不相成儀は  
古来よりの御法相ニ而度々  
触達も有之候得共追々  
相弛候趣ニ付去嘉永元申年  
厳敷指留候段相触猶又  
亥年ニも触置候処近来  
別而相弛ミ請売酒屋并  
素人共上方酒在酒等取集  
多数売候者も有之哉ニ相聞候  
御法合致輕蔑候段甚以  
不埒之事ニ候依之此節嚴密ニ  
取調売買指留嚴敷咎  
可申筈ニ候得共近来猥ニ相成候  
處より心得違候者も多く其上  
当時米価高直之折柄旁  
寛宥之沙汰を以咎ニ不及  
当九月中ハ見免置候間追々  
正路之売酒相宮候様可致候  
自然心得違十月朔日已後  
上方酒他所酒并在方にて  
造立候酒少之さし酒たり共  
取寄売候者於有之ハ請売  
酒屋株并有酒不残取揚  
厳敷咎可申付候素より無  
株之者は酒売買一切指留  
候間心得違無之様可致候

右之通町中末々迄

不洩様可被触知候尤自分

支配別改之者えも可被申移候

閏七月廿六日

(さらに平易に書き改めたもの)

惣年寄へ

上方酒、他所酒ならびに在方にて  
造り立てそうろう酒ども  
御城下にて売買あいならざる儀は  
古来よりの御法相にて、たびたび  
触達もこれありそうらえども、追々  
あい弛みそうろう趣につき、去る嘉永元(申)年  
厳しく指し留めそうろう段、あい触れ、なおまた  
亥年にも触れ置きそうろうところ、近来  
別てあい弛み、請け売り酒屋ならびに  
素人ども、上方酒、在酒等取り集め  
多数売りそうろう者もこれあるやにあい聞こえそうろう。  
御法あい輕蔑致しそうろう段、甚だもつて  
不埒の事にそうろう。これにより、この節嚴密に  
取り調べ、売買指し留め、厳しく咎め  
申すべき筈にそうらえども、近来猥りにあいなりそうろう  
ところより心得違ひそうろう者も多く、その上  
当時米価高直(値)の折から、かたがた  
寛宥の沙汰をもつて咎めに及ばず。  
当九月中は見免置きそうろうあいだ、追々  
正路の売り酒あい営みそうろうよう、致すべくそうろう。  
自然(じねん)心得違ひ十月己(以)後、  
上方酒、他所酒ならびに在方にて  
造り立てそうろう酒、少しのさし酒たりとも  
取り寄せ売りそうろう者これあるは、請け売り  
酒屋株ならびに有り酒残らず取り揚(上げ)、  
厳しく咎め申し付くべくそうろう。素より無  
株の者は、酒売買一切指し留め  
そうろう間、心得違ひこれなきよう致すべくそうろう。

右の通り町中末々まで

洩らさず触れ知らるべくそうろう。もつとも自分

支配、別改めの者へも申し移さるべくそうろう。

閏七月二十六日

右之通候 伝候間別段  
被心得町内末々迄不洩様  
被申付心得違無之様可  
被御心付候以上

国富源次郎

右の通りにそろう。伝えそろうあいだ別段  
心得られ、町内末々まで洩れざるよう  
申し付けられ、心得違いこれなきよう  
御心付けらるべくそろう。以上。

国富源次郎

紙屋町 船着町  
児島町 油町  
尾上町 瓦町  
大雲寺町 桜町  
大工町 瀬尾町  
小野田町 小原町  
高橋町 山科町  
藤野町 二日市町  
下内田町 上内田町  
平野町 末山町  
紺屋町

紙屋町 船着町  
児島町 油町  
尾上町 瓦町  
大雲寺町 桜町  
大工町 瀬尾町  
小野田町 小原町  
高橋町 山科町  
藤野町 二日市町  
下内田町 上内田町  
平野町 末山町  
紺屋町

川崎町 栄町  
下之町 磨屋町  
野殿町 仁王町  
常盤町 高砂町  
濱田町

川崎町 栄町  
下之町 磨屋町  
野殿町 仁王町  
常盤町 高砂町  
濱田町

御役人中

御役人中